

令和2年6月24日

会 員 各 位

公益社団法人奈良県柔道整復師会
会 長 川 口 貴 弘
保険部長 前 田 貴 史

「柔道整復師施術療養費に係る疑義解釈資料について」

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、本会保険部事業運営に際し、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の一部改正については、令和2年6月1日より実施しているところでございますが、標記について、その取扱い等に係る疑義解釈資料を別添のとおり連絡がありましたので、ご参考とされますようお願い致します。

会員の皆さまにおかれましては、初検時相談支援料の取扱いには充分ご留意くださり、患者への説明とその内容は必ず施術録へ記載していただきますよう、お願い申し上げます。

敬具

【初検時相談支援料関係】

(問1) 初検時相談支援料の患者への具体的説明事項として施術録に簡潔に記載するよう新たに追加された項目は、それぞれどのような内容を伴うものか。

(答) 「運動制限」とは運動を行っている患者への運動制限事項等について、「施術計画」とは負傷の見立てと施術計画について、施術録へ簡潔に記載した場合に算定できること。

(問2) 初検時相談支援料の患者への具体的説明事項として新たに追加された「③受領委任の取扱いについての説明(対象となる負傷、負傷名と施術部位、領収証の交付義務、申請書への署名の趣旨等)は、それぞれどのような説明をおこなうものか。

(答) 「対象となる負傷」とは、療養費の対象となる負傷は、外傷性が明らかな骨折、脱臼、打撲及び捻挫であることの説明。

「負傷名と施術部位」とは、施術者が判断した捻挫などの負傷名(療養費支給申請書に記載する負傷名)と施術を行った部位の説明。

「領収証の交付」とは、協定・契約により交付が義務付けされていることの説明。

※ 患者から一部負担金の支払を受けるときは、正当な理由がない限り、領収証を無償で交付することとされている。(平成22年5月24日付け保発0524第2号厚生労働省保険局長通知別添1、別紙20、別添2、20)

「申請書への署名の趣旨」とは、施術内容に応じて給付される療養費の給付の受領を施術者に委任することについての説明。

(問3) 「なお、①及び②については、施術録に簡潔に記載するとともに、③については説明した旨を記載すること。」とあるが、初検時相談支援料は施術録にこのような記載をした場合にしか算定できないのか。

(答) そのとおり。

③については、説明した旨「○」、「✓」、「説明済み」などの記載で差し支えない。